

安全・安心まちづくり委員会 議事録

日時：令和元年8月19日（月）

午後2時から午後4時まで

場所：パレス宮城野3階 けやきの間

○司会

定刻となりましたので、安全・安心まちづくり委員会を開会させていただきたいと思っております。

資料の確認をお願いいたします。皆様に事前に送付させていただいておりました会議次第、委員名簿、関係課室出席者名簿、席次表、これに加えまして、資料の1番から6番まで、その他、各種防犯に関するリーフレット等を御用意させていただいております。また、大変申し訳ございませんが、資料の2番、本県における犯罪情勢につきましては、お届けさせていただいた資料に一部修正が生じたことから、本日、机上に差し替えを配付させていただいておりますので、そちらと差し替えをお願いいたします。

以上、全てお手元におそろいでしょうか。

それでは開会にあたりまして、宮城県環境生活部長の大森より御挨拶を申し上げます。

○環境生活部長

こんにちは。本日はお忙しい中、安全・安心まちづくり委員会に御出席賜りまして厚く御礼申し上げます。また、皆様におかれましては、日頃から犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりの実現に向けて、様々なお立場から取り組んでいただいておりますことに重ねて感謝申し上げます。

昨今の犯罪情勢ですけれども、刑法犯認知件数は、着実に減少しているものの、児童虐待や配偶者からの暴力事案、子どもや女性を狙った性犯罪や、その前兆とみられる不審な声かけ事案が多数発生するなど、治安に対する県民の不安感は緩和されているとは言えず、むしろ高まってきているのではないかと考えられます。

本日は、第3期犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画の平成30年度の取組状況を御報告いたしますほか、このような犯罪情勢について御説明申し上げます。

また、昨年5月、新潟市において下校中の女子児童が殺害されるという大変痛ましい事件がありました。昨年6月に国が決定いたしました「登下校防犯プラン」に基づく教育委員会と警察の取り組みについても情報提供をさせていただきます。

ぜひ、皆様からは、忌憚のない御意見、御助言をいただければというふうに思っております。本日はどうぞよろしく御願申し上げます。

○司会

本日は18名の委員全ての委員の皆様にご出席をいただいておりますので、過半数を超えてございます。安全・安心まちづくり委員会運営要領第2第2項の規定によりまして、会議が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、この会議は、県の情報公開条例第19条の規定に基づき原則公開となります。議事録につきましては、まとめ次第、宮城県共同参画社会推進課のホームページで公表する予定としております。

次に、本委員会の役割について御説明をさせていただきます。本委員会は、犯罪のない安全・安心まちづくり条例により設置されており、安全・安心まちづくりを総合的かつ計画的に進めるための基本計画の策定と基本計画に沿って実施される各事業が、より効果的に行われるよう、県に対し、意見、提言を行うことがその役割となっております。

基本計画の策定につきましては、既に平成29年度から平成32年度までの4年間を計画期間とする計画を策定済みでございますので、本日の委員会におきましては、各委員の皆様から県の事業の実施状況等に対する御意見や御提言をいただきたいと考えております。

続きまして、本日御出席の委員の皆様を御紹介させていただきます。なお、新たに御就任いただきました委員の皆様並びに今回初めて御出席をいただきます委員の方には、恐れ入りますがその場で一言御挨拶をお願いしたいと存じます。

初めに、本委員会の会長、成瀬幸典委員でございます。

副会長の西條由紀子委員でございます。

続きまして、新たに委員に御就任いただきました。浅野辰夫委員でございます。

○浅野辰夫委員

大郷町役場で総務課長しております浅野と申します。本委員会の目的の達成のために御協力させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○司会

同じく新たに委員に御就任いただきました。阿部麻帆委員でございます。

○阿部麻帆委員

宮城県PTA連合会で常任理事をさせていただきます阿部麻帆と申します。

初めて参加させていただきますが、いろいろな皆様のお話を聞きながら、PTAとしてできること、そして発信できることを、考えさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○司会

続きまして、今回初めて御出席をいただきます、尾形友規委員でございます。

○尾形友規委員

塩竈市市民安全課長をしております。尾形と申します。平成27年から塩竈市地域安全まちづくり基本計画というものを策定いたしまして、塩竈市が将来にわたって、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指しまして、施策を遂行しているところでございます。間もなくそちらの計画の方も見直しに入るものですから、ぜひこの委員会の方で勉強させていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○司会

続きまして、昨年より引き続き御出席をいただいております委員の皆様につきまして、事務局よりお名前の御紹介をさせていただきます。

小野浩子委員でございます。

齋藤浩美委員でございます。

佐々木昌英委員でございます。

ザンペイソフ・バキトグル委員でございます。

庄子直委員でございます。

菅井信子委員でございます。

竹田英子委員でございます。

田中智仁委員でございます。

千葉邦子委員でございます。

千葉順子委員におかれましてはまもなくおいでになるかと思います。

藤澤美子委員でございます。

本郷昌孝委員でございます。

八幡悦子委員でございます。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。

ただ今、御挨拶を申し上げました環境生活部長の大森でございます。

共同参画社会推進課長の田中でございます。

同じく主幹の野澤でございます。

同じく主査の高橋でございます。

同じく主査の永野でございます。

また、本日司会を務めさせていただいております、共同参画社会推進課の百井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日出席しております、県関係職員につきましては、お配りしております資料に記載のとおりでございます。大変恐縮でございますが、本日、保健福祉部の長寿社会政策課の担当者につきましては、緊急の業務が生じたことから、急遽欠席とさせていただきます。御了承いただきたいと思います。

それでは、ここからの議事につきましては、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例第8条第5号の規定により会長に議長をお願いしたいと存じます。成瀬会長どうぞよろしくをお願いいたします。

○成瀬幸典会長

議長を務めさせていただきます成瀬でございます。よろしくお願いいたします。

それでは早速議事に入りたいと思います。

まず次第3, (1)の「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画関連事業の平成30年度の実績」について事務局より説明願います。

○事務局

(1) 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画関連事業(取組)の平成30年度の実績について、説明をさせていただきます。

はじめに、お配りしております「宮城県の安全・安心まちづくり」というタイトルのリーフレットをお開きいただき、現行の安全・安心まちづくり基本計画を御覧ください。こちらに、現行計画の体系がまとめられております。「すべての県民が犯罪に巻き込まれることなく安心して暮らせるまちの実現」を目指したこの計画は、大項目中項目小項目の3層に系統立てております。大項目にあたりますのがリーフレットのオレンジ色の部分の9つの方向性です。中項目にあたりますのがリーフレットの緑色の部分の23の推進項目です。そして小項目にあたりますのが黄色のイ・ロ・ハの部分の各種取組の部分となっております。本日はこの小項目にあたります黄色の部分の平成30年度の実績について御報告させていただきます。

リーフレットをお開きいただいたまま、資料1を御覧ください。資料1では、この体系に沿って、計画関連事業の昨年度の実績をまとめております。

時間の都合もございますので、ところどころかいつまんで説明させていただきます。

はじめに、1ページを御覧ください。推進項目(1)「県民等への情報の提供等による防犯意識の醸成」についてですが、推進方策イ「地域安全情報の提供」では、地域安全情報の発信として、「みやぎSecurityメール」による犯罪発生情報や、犯罪被害に遭わないための防犯情報の発信を行っており、平成30年度末で登録者は8,922名となっております。

次に、2ページを御覧ください。推進項目(2)「安全・安心まちづくりのための環境の整備」ですが、推進方策ロ「安全・安心まちづくりの担い手となる人材の育成」では、スクールガード養成講習会という、通学路で巡回、見守りを行う学校安全ボランティアの養成講座を県内12カ所で開催し、合計386名の方が受講しました。

次に、4ページを御覧ください。推進項目(4)「行政、県民、事業者が連携した県民運動の推進」ですが、推進方策イ「県民運動としての推進体制の確立」では、「安全・安心まちづくり地域ネットワークフォーラム」を開催しました。昨年度初めての取組として、学校、

行政、警察、地域住民などが集まり、平成29年度に改定しました「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」について周知を図るほか、安全・安心なまちづくりについて連携した取組が行えるよう情報共有・意見交換を行いました。こちらは、今年度も9月と11月に合計2回開催予定です。

次に、5ページを御覧ください。推進項目(5)「地域で見守る子どもの安全対策の促進」ですが、推進方策イ「地域における子どもの安全確保に向けた取組の促進」では、施設における防犯力の強化として、県、県警や防犯設備士協会が協力し、石巻市の保育所において不審者対応訓練を実施しました。先ほどございました改定後の防犯指針に則り、日頃からの職員間の情報共有の重要性や、不審者に対応する場合に心がけるべきことなど、実施した保育所の職員のほか、県内の児童福祉施設の職員も一緒に参加しております。

次に8ページの推進項目(7)「子どもを守るためのインターネット・スマートフォン等の利用教育の推進」ですが、推進方策ロ「子どもを取り巻く情報化社会の現状に関する大人の理解度の向上」では、「ネット被害未然防止対策事業」として、関係機関が集まり、スマートフォン等の少年の安全利用に向けた会議を開催しました。また、保護者に対し、スマートフォン等のフィルタリングの必要性と安全利用向上のためのルールづくりについての講話を実施しております。

次に、9ページの推進項目(9)「女性を犯罪の被害から守るための対策の推進」ですが、推進方策ロ「女性が相談しやすい環境の整備」では、「性犯罪被害者支援事業」として、「性暴力被害相談支援センター宮城」において、性犯罪被害者等への相談対応や関係機関へのコーディネート等の支援を行っております。昨年度は、地下鉄南北線の車両窓ガラスに広報ステッカーを掲出しました。今年度の取組になりますが、更なる周知を図るため、広報用のステッカーを作成し、店舗や学校等に配布し、施設のトイレや洗面所等への貼付を依頼する予定です。

次に、11ページを御覧ください。推進項目(11)「振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害の防止」ですが、推進方策ロ「関係機関等と連携した被害の未然防止対策の推進」では、「特殊詐欺被害防止対策」として、金融機関、コンビニエンスストア等における声かけなどの水際対策による被害未然防止を図っております。また、振り込め詐欺撃退装置を貸与・設置するなど、様々な手段を活用して、巧妙化する特殊詐欺の被害に遭うことを防ぐための取組を進めております。

なお、後ほど「本県における犯罪情勢」の中でも御説明しますが、特殊詐欺被害は減少しているものの、未だに被害に遭われる方や詐欺の予兆電話が多く、このような継続的な抑止対策が必要となっております。

次に、12ページを御覧ください。推進項目(13)「危険ドラッグをはじめとする違法薬物被害の防止」ですが、推進方策ロ「薬物乱用防止に向けた啓発活動の推進」では、「薬物乱用防止推進事業」として、関係機関と連携しながら、児童・生徒等に対する薬物乱用防止教室や街頭キャンペーンなどの啓発活動を行っております。

次に、13ページを御覧ください。推進項目(14)「安全な学校・通学路づくり」ですが、推進方策ロ「地域ぐるみでの子どもにとって安全な通学環境の整備」では、「子どもを犯罪から守る総合対策の推進」として、危険箇所の点検や、環境浄化活動、登下校時の子ども見守り活動などを継続して実施するとともに、子どもたちが何かしらの犯罪被害に遭いそうになった場合に駆け込む子ども110番の家(車)の設置を促進しました。

次に、14ページを御覧ください。推進項目(15)から(18)までは主にハード面の環境整備について記載されております。

15ページを御覧ください。推進項目(17)「犯罪の防止に配慮した安全な公共施設・商業施設等の普及」ですが、推進方策イ「公共施設・商業施設等の多くの人々が利用する施設の防犯力の向上」では、「大規模小売店舗を対象とした防犯診断」として、警察署、防犯設備士協会と協力し、仙台市内のショッピングモールにおいて防犯診断を実施し、防犯カメラの設置の仕方、マニュアルの整備状況など、ハード面・ソフト面の防犯対策について確認・助言を行いました。

次に、推進項目(18)「防犯カメラの適切かつ効果的な活用の推進」ですが、推進方策ロ「防犯カメラの適切かつ効果的な設置・運用の支援」では、「安全・安心まちづくりに向けた防犯カメラ設置事業」として、市町村が設置する防犯カメラに対して補助金を交付しました。昨年度は6市町村で申請があり、駐輪場や庁舎、体育館等に防犯カメラが設置されました。

次に、16ページを御覧ください。推進項目(19)「観光地・繁華街等の環境整備」ですが、推進方策イ「街の美観を著しく阻害する違法広告物、落書き等を許さない環境づくり」では、「みやぎ違反広告物除却サポーター制度」として、6つの土木事務所の所管地域において、防犯ボランティアや地域団体と共同で違法な貼り紙を除去するという活動を行っております。違反広告物は、訪れた人に不安感を与えると同時に犯罪を誘発する原因にもなるため、このような環境整備は重要であり、昨年は、57団体のべ2,841人が参加し、192枚を除去しております。

次に17ページを御覧ください。推進項目(23)「被災地における子どもの安全・安心確保」ですが、推進方策イ「被災地における子どもの見守りの推進」では、仮設住宅における犯罪被害防止活動を推進するため、「地域防犯サポーター」の委嘱の推進などにより、被災地における子どもが安全に安心して暮らせる環境の整備を進めています。また、子どもの居場所としての放課後子ども教室の設置を推進しております。

以上、駆け足になってしまいましたが、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画関連事業の平成30年度の実績の説明は以上です。

○成瀬幸典会長

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等がありましたらお願いします。

○西條由紀子委員

推進項目17の「犯罪の防止に配慮した安全な公共施設・商業施設等の普及」のところで、防犯診断の報告がありましたけれども、防犯診断士という人はどのような方たちなのでしょう。また、依頼、費用等も含めて仕組みを教えてください。

○事務局

防犯診断についての御質問にお答えします。今回は宮城県防犯設備士協会の会長にお願いしました。場所は、イオンスーパーセンター鉤取店に県から直接依頼をしまして、そうしたところ、快く引き受けてくださいました。防犯設備士協会と仙台南警察署、県共同参画社会推進課が合同で、営業中の店舗において、駐車場や出入り口、子どもがたくさん来るゲームコーナーなどを順番にまわっていき、防犯カメラの設置場所や見通しをチェックし、陳列を工夫した方が良い等のアドバイスをを行いました。

○藤澤美子委員

13ページの学校・通学路等の安全対策を推進するということになるかと思うのですが、こちらは防犯を主にしているかと思うのですが、最近熊とか出ていますが、防犯のみならず動物に子ども達が遭遇したときにどう対応したらいいのかというところもあつたらいいのではないかなと、最近感じているところです。公園は木等で見えないようになっていことがあるので、そういうところに動物が集まると思うのですが、そこは、今までどおり、植栽の整備をしていただき、見えやすいようにして、森と繋がらないようにするのは大切なかと思います。最近、道路を横断する動物たちもいるので、子どもが自分で自分の身を守るというところも少し考えていかなければならないのかなと最近感じているところです。

○事務局

今の御質問ですが、熊は最近いろいろなところで出ているということで、防犯という面と合わせて、子どもの安全を確保する上では重要だと思えます。現在、行政と警察も、実際そういう出没情報があれば、見回りをしたり、呼びかけを行ったりという形で実施しているところでありますし、委員の御意見も今後参考とさせていただきながら対策を講じていきたいと思えます。

○環境生活部長

若干補足させていただきますと、環境生活部の中で自然保護課という課が、熊の関係の対応をしてございまして、説明のあつたとおり、県、警察と、各学校の方で対応していただいているのですが、出没情報がありましたらそういったものを速やかに伝えるという部分と、いざ熊と出遭ってしまった場合の対処方法等につきまして、県の自然保護課のホー

ムページなどで情報提供をしているところであります。

○千葉邦子委員

日頃より学校の教育の方にも、たくさんの御配慮をいただき感謝しております。私は8ページ、推進項目7「子どもを守るためのインターネット・スマートフォン等の利用教育の推進について」というところで、ロの部分の情報化社会の現状に関する大人の理解度の向上に関する取組を報告いただきました。本当にありがとうございます。

学校の方でも子ども達対象また、PTA対象の講座を持つなど努めているところです。また、各方面からリーフレットや印刷物等も受けておりますので、配布して教材として取り入れたり、また、教育庁などからいただいたものを配付させていただいたりしています。

その中で、「インターネット安全利用推進事業」のところで啓発用リーフレット配布していただいているというところでもございました。中学一年生と、高校一年生の入学用にということもございますが、小学校の中でも、子どもたちの中でスマートフォン等の所持率は上がっております。それも鑑みながら、保護者の方々には、スマートフォンを持たせる前のルールづくりが大切ということと呼びかけているところですが、持ってしまった後では、遅いですということもPTAの方とも共有しております。高学年になると、かなりの割合で、学校によって差はあるのですが、半数以上8割以上の所持率の学校も少なくございません。そういうところで、もしよろしければ、小学生にもそういったものがあると、具体的にどのように気をつけたらいいのかということ、学校からの発信ももちろんしておりますけれども、こういったリーフレットがあるとありがたいなあと思います。御検討ください。よろしく願いいたします。

○事務局

やはり昨今、インターネット、スマートフォンの所持率が大変上がってきておりました、社会問題化している部分もありますので、そういった高学年の小学生へのリーフレットの配布等も考えながら善処していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○成瀬幸典会長

よろしいでしょうか。それでは、続きまして次第3(2)の「本県における犯罪情勢」について、事務局より説明願います。

○事務局

それでは、「本県における犯罪情勢」について御説明いたします。資料2を御覧ください。資料の1ページですが、こちらには、刑法犯の認知件数の推移をまとめております。

県内の刑法犯認知件数は、平成13年の4万9,887件をピークとして、平成14年か

ら年々減少しており、平成30年は、1万3,755件と、昭和21年以降の統計で最小の数値となっています。全国の件数につきましても、平成30年は81万7,338件と、平成29年の91万5,042件から約10万件近く減少しております。

認知件数を被害者の属性ごとに説明させていただきます。

まず、1ページの上から二段目のグラフは、20歳未満の被害者の刑法犯認知件数の推移となります。上から三段目のグラフは、認知件数のうち、女性の被害者数の推移を表したグラフとなります。20歳未満の被害者、女性の被害者ともに、総認知件数と同じく減少傾向であり、全国及び宮城県ともに、グラフの一番左側の平成21年の件数と比較するとほぼ半減していることがわかります。

次に、一番下のグラフですが、これは認知件数のうち65歳以上の高齢者の被害者数の推移となります。御覧のとおり、全国的には減少傾向であることがわかりますが、宮城県につきましては若干の減少傾向ではあるものの、平成30年は平成29年に比べ100件増加しており、ほぼ横ばいに推移していることがわかると思います。

次に2ページを御覧ください。こちらは、犯罪被害者の年齢層割合の推移をまとめております。上のグラフが宮城県、下のグラフが全国の状況となります。過去10年の宮城県の犯罪被害者の年齢層割合のグラフを見てみますと、若干の変動として高齢者の割合が増え続けており、20歳未満の割合が減っていることがわかります。平成21年には高齢者の被害者の割合が全体の9.9%でしたが、平成30年には16.4%まで増加しております。それに対して、20歳未満の被害者の割合は、平成21年には全体の2.5%でしたが、平成30年には15.5%まで減少しております。

次に下のグラフを御覧いただきたいと思います。全国でも宮城県と同様、徐々にではありますが20歳未満の被害者数が減少し、高齢者の割合が増加してきているのがわかります。高齢化社会により日本の人口のうち、高齢者が4人に1人の割合となっている状況ですので、今後も高齢者の犯罪被害者数が増加傾向になるということが予想されます。

次に3ページを御覧ください。こちらには、犯罪被害者の男女比の推移をまとめております。宮城県と全国平均とで大きな違いはなく、概ね被害者の65%程度が男性の被害者、35%程度が女性の被害者となっております。平成27年国勢調査の結果によりますと、全人口に対する女性の割合は約51%とのことで、一見すると女性が被害に遭う割合が低いように見えます。男性の被害者数が割合として多い原因としましては、刑法犯認知件数の約70%を占める窃盗犯の被害者比率が強く影響していると考えられ、窃盗犯の被害者は男性が約70%を占めております。男女比率に関しましては罪種により偏りがあり、資料に記載はございませんが、全国の刑法犯認知件数で言えば、殺人などの凶悪犯被害者の比率については女性が約80%を占めている他、強制性交、強制わいせつといった、いわゆる性犯罪の被害者につきましては約93%が女性であります。このほか、詐欺罪などの知能犯についても、女性が被害者の割合が約66%と高い傾向があります。

次に、4ページを御覧ください。こちらには、サイバー犯罪の検挙件数の推移をまとめて

おります。上のグラフが宮城県、下のグラフが全国となります。一番上の不正アクセス禁止法違反に該当する犯罪には、他人のIDやパスワードを利用することなどにより、コンピュータに不正にアクセスするような行為が該当します。二番目のコンピュータ・電磁的記録対象犯罪には、コンピュータに不正な指令を与えて、他人の口座から自分の口座に預金を移す行為などが該当します。一番下のネットワーク利用犯罪は、インターネットなどを利用した詐欺や児童買春、児童ポルノの頒布などの犯罪を合計した数です。宮城県、全国ともに、不正アクセス禁止法違反に該当する犯罪とコンピュータ・電磁的記録対象犯罪については、年によってバラツキがありますが、平成30年における宮城県での不正アクセス禁止法違反の検挙数は大幅に増加しております。総数といたしましては、全国と宮城県ともに検挙件数は増加傾向にあります。平成30年における宮城県のサイバー犯罪検挙数は412件であり、これまでで最も多い検挙件数となっております。平成30年の全国のサイバー犯罪検挙数は9,040件であり、こちらも宮城県同様、これまでで最も多い件数となっております。警察庁発表の資料である「平成30年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」によりますと、全国で検挙した不正アクセス禁止法違反のうち、不正アクセス行為にかかる手口では、「利用権者のパスワードの設定・管理の甘さにつけ込んだもの」が最も多く、全体の約55%を占めております。また、被疑者が不正に利用したサービスは「オンラインゲーム・コミュニティサイト」が最多であり、約43%を占めているとのことです。

次に、5ページを御覧ください。こちらには、出会い系サイトやコミュニティサイトの利用に起因して被害に遭った児童の数についてまとめてありますが、ここでいう児童とは18歳未満を指します。出会い系サイトとは、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」、通称「出会い系サイト規制法」で定義されており、かいつまんで説明しますと、面識のない異性との交際を希望する者同士が、互いの情報を閲覧し、電子メール等で連絡が取れる状態にあるサイトとなります。一方、コミュニティサイトとは、趣味や興味などの同じ者同士が集まるインターネット上のウェブサイトのことで、必ずしも、異性との交際を目的としたサイトではありません。本統計は、出会い系サイトとコミュニティサイトの合算した数値となっております。年によってバラツキがありますが、県内では、平成27年から平成28年にかけては被害児童が増加し、平成29年は48人と減少しました。平成30年の被害児童数は42人であり、前年比で6人減少しております。被害児童の内訳は性別で分けると女子児童41人、男子児童1人であり、学職別に分けると小学生が1人、中学生が17人、高校生が21人となります。

全国で見れば、平成30年の被害児童数は1,720人であり、前年比で122人減少しております。全国における被害児童数は、平成25年から増加傾向であり平成29年で過去最大となっております。

ちなみに、資料に記載はございませんが、平成30年における宮城県での福祉犯検挙状況について説明します。福祉犯とは、児童買春にかかる犯罪、児童にその心身に有害な影響

を与える行為をさせる犯罪，その他の少年の福祉を害する犯罪をいい，被害少年はその被害を受けた少年となります。平成30年中の宮城県における福祉犯検挙状況については，検挙人員で105人と平成29年に比べ21人増加しており，法令別の検挙状況については，主なものでは青少年健全育成条例違反で28人，児童買春・児童ポルノ法違反で67人を検挙しております。

次に，6ページを御覧ください。こちらには，特殊詐欺の認知件数と被害金額をまとめております。平成30年の宮城県における特殊詐欺認知件数は237件であり，被害金額は3億3,728万円となります。平成30年の全国の認知件数は1万7,844件であり，被害金額は382億8,676万円となります。平成29年は宮城県，全国ともに件数が増加しておりましたが，平成30年はともに減少に転じており，被害額も減少しております。

まず，宮城県における情勢について説明いたしますと，平成29年と同様に架空請求詐欺が多発し，件数は前年より減少したものの，被害額は1,484万円増加しました。しかしながら，オレオレ詐欺と還付金等詐欺が大幅に減少したため，総認知件数，金額としてはともに減少という結果になりました。

次に全国的情勢について説明しますと，全国では7年連続で件数が増加しておりましたが，平成30年は減少に転じました。被害金額については4年連続で減少しております。しかしながら，依然として高水準で推移しており，深刻な情勢となっております。

全国の特徴といたしましては，41道府県において認知件数が減少した一方で，東京，埼玉，神奈川といった首都圏では認知件数が大幅に増加している情勢となります。また，警察庁によると，特殊詐欺既遂1件当たりの被害額は約233万円であり，前年より1.9%増加しております。

特殊詐欺の最近の情勢について説明しますと，本年6月末における宮県の特特殊詐欺被害状況については，認知件数が112件発生しており，前年同期比マイナス36件，被害額は1億4,115万円の前年同期比マイナス5,513万円となっており，減少傾向で推移しております。手口の特徴といたしましては，多発していた架空請求詐欺は44件で前年同期比マイナス51件と減少したものの，オレオレ詐欺が49件で前年同期比プラス26件と増加しており，その中で警察官や銀行員を騙って電話をかけた後，犯人グループの受け子が直接自宅を訪問してキャッシュカードを受け取る，若しくは現金を受け取る手口が増加しております。

最後となりますが，7ページを御覧ください。こちらには，県が策定した「子どもを犯罪被害から守る条例」の施行状況についてまとめております。平成28年1月1日に条例が施行されてからの状況について説明させていただきます。

5の施行後の状況を御覧ください。施行後の発生状況については，平成28年中は282件，平成29年は320件，平成30年は247件であり，本年は6月末現在で135件という発生状況となっております。発生件数につきましては，宮城県警察の子どもと女性のための安全情報における集計件数となります。子ども条例違反の件数といたしましては，年

によってバラツキがあり、300件前後を推移している状況でございますが、子どもと女性に対する声かけなどの脅威事案につきましては、平成30年中は2,136件と前年より113件増加している状況であります。

最後に子ども条例に規定する禁止行為の検挙状況ですが、条例施行後の検挙は1件であり、平成29年中に男性が、正当な理由がないのに、岩沼市内のマンション共用部分において、2回にわたり、女子小学生の手をつかんだことにより検挙されているものになります。簡単ではございますが、私からの説明は以上となります。

○成瀬幸典会長

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等があればお願いします。

○本郷昌孝委員

聞き逃したかもしれませんが、4ページのサイバー犯罪の検挙件数の推移状況の中で、平成30年は、前年が5件で急に161件に伸びています。全国で564件に対して、宮城県が161件というも極めて高い比率になっているかと思えますけれどもこれは何か理由があったのでしょうか。

○サイバー犯罪対策課

検挙件数が大幅に伸びた理由なのですが、余罪多数の不正アクセス禁止法違反事件を検挙したのによります。この事件について犯人は元大学生なのですが、大学のサーバーにメールの盗み見を目的として、他人のID、パスワードで不正アクセスしました。メールを盗み見られた件数については、100件を超えていまして、その分で検挙件数が大きく伸びている状況にあります。被疑者については、昨年9月に不正アクセス禁止法違反等によりまして、通常逮捕しています。

○阿部麻帆委員

5ページで、出会い系サイト、コミュニティサイトの被害児童数が一緒になっているということなのですが、割合的にはどのようになっているのでしょうか。

○事務局

こちらの件数なのですが、警察で出会い系サイトとコミュニティサイトを分けた件数というものは出していないもので、わからないという状況でございます。

○成瀬幸典会長

他にいかがでしょうか。

では、私から聞いていいですか。2ページの犯罪被害者の状況でございますけれども、高

齢者が増えて20歳未満が減るとか、人口の高齢者とかの増加割合とかが関係あるということですがけれども、高齢者の割合の増加率に比べて、この犯罪被害者の65歳以上の比率のほぼ同じ比率で上がっているのか、それとも人口の割合の増加以上に、65歳以上の割合が増えているのか、そのデータはどうなっているか分かりますか。

○事務局

大変申し訳ないのですが、高齢者の人口数に関して正確に把握はしていませんので確認できませんでした。

○成瀬幸典会長

わかりました。他に御質問、御意見等はございますでしょうか。

○藤澤美子委員

4ページのところになると思うのですが、サイバー犯罪の検挙件数の中で、先ほど宮城県の161件のうち、1人の大学生が、たくさんの件数に数えられているということでしたけど、この件数が、20歳未満の子たちが何件くらいでとか、高齢者が何件とかの件数はございますか。若い子たちの犯罪が多いのか、それとも中間層の普通の大人なのか、その辺が気になりますので教えていただければと思います。

○サイバー犯罪対策課

宮城県において昨年度不正アクセスで検挙した犯人は、1人のみでして、年齢は22歳の元大学生です。

○事務局

全国の件数に関しましても、警察庁からの公開されているデータをもとに、グラフを作成しているのですが、その検挙した被疑者の年齢に関しては資料としてはありません。

○本郷昌孝委員

そうすると検挙件数っていうよりも、アクセス件数っていう形の161件ということなのででしょうか。

○サイバー犯罪対策課

いいえ、アクセス件数ではなく、使われたIDの数ということになります。

○西條由紀子委員

同じところなのですが、4ページのサイバー犯罪ですが、不正アクセスと、コンピュータ

とネットワークと分類して統計が出ていますけれど、ネットワーク利用犯罪というものの内訳というか、どういう内容のものがネットワーク利用犯罪になるのか、また、実害が出ているものにはどんなものがあるのかを教えてくださいたいのですが。

○サイバー犯罪対策課

平成30年中は、ネットワーク利用犯罪では235件検挙しております。

主なものとしては詐欺で72件、児童買春児童ポルノ法違反が53件、わいせつ物頒布等が16件ということになります。詐欺・悪質商法の関係で昨年検挙したのものでは、インターネットオークションにおいて、コンサートチケットを販売し、お金だけ受け取って物を送らなかったという詐欺が多くなっております。

○事務局

補足としまして、全国のサイバー犯罪の検挙の内容ですと、一番多いのが児童買春児童ポルノ法違反、その次に詐欺、その他青少年健全育成条例違反、わいせつ物頒布等、著作権法違反、商標法違反、脅迫、ストーカー規制法違反、名誉毀損などが、こういうインターネット利用犯罪という形で計上されているということになります。

○田中智仁委員

6ページの特種詐欺に関する部分での質問になります。

先ほどの資料1の11ページとも連動するのですが、金融機関とかコンビニエンスストア等の事業者との間でも連携を強化しているということですが、具体的にその業界団体や企業と協定を結んでの対策なのか、それとも、もっとやんわりとした情報共有なのか、その辺の取組の内容などについて教えてください。

○生活安全企画課

ただいまの御質問でございますが、特種詐欺の被害防止はあらゆる業界の方、事業者の方の協力が必要不可欠でありまして、特に金融機関、それから利用者の多いコンビニなどは特に協力お願いしているところでございます。

ただいま、協定という話がございましたが、県警としても協定を結んでいる事業所さんもいくつかありまして、例えば具体的に一例を申し上げますと、生命保険協会様とは、保険外交員の方が、通常営業を通じながら、お客様と接触した時に、注意喚起をしていただくなど、事業活動を通じた啓発を協定によってお願いしているところでございます。

金融機関につきましては特別に協定という形ではないのですが、高齢者の方が高額現金を引き落としにきた際には必ず声がけしていただいて、金融機関の要請に基づいて警察官も金融機関に赴きまして、直接どういった理由で、そのような高額現金を引き出すのかを確認しております。

それからコンビニは、最近電子マネーによって犯人が金銭を要求しているパターンが非常に多く見られます。コンビニで買い求める被害者の方が多いものですから、コンビニエンスストア様にもそういった電子マネーの購入者に対する声かけの協力をお願いしているところでございます。

○成瀬幸典会長

では、次に、（３）情報提供に移りたいと思います。

なお、情報提供につきましては、質疑応答は一括していただきたいと思います。

それでは初めに「登下校防犯プランに基づく県教育委員会の取組」について、教育庁スポーツ健康課よりお願いします。

○スポーツ健康課

私の方から登下校防犯プランに基づく県教育委員会の取り組みについて説明をさせていただきます。

まず登下校防犯プランについてですけれども、昨年度取りまとめられたものになりました、五つの柱で構成されております。まずこちらについて、子どもの安全の課題として取り上げられていますのが、子どもの被害は登下校、特に下校時に集中しているというところでもございました。１５時から１８時の時間帯に集中しております。犯罪件数が減少している中で、ほぼ横ばいで推移しているという課題が残っております。

また、防犯ボランティアの方々なのですが、高齢化が進んでいること、後継者不足になっていること、そして共働き家庭が増加していることなどから、地域の目が減少傾向にあり、見守りの空白地帯が生じているというところから、強化が急務であるということで、五つの柱が構成されているところでございます。県教育委員会としても、この五つに分けて説明をさせていただきたいと思います。

まず一つ目の柱なのですが、地域における連携の強化という部分になります。地域の連携の場の構築につきましては、昨年度から調査を行っておりまして、仙台市を除く３４市町村のうち、２２市町で連携の場を構築済み、または、今年度中に構築する予定であるという回答いただいております。残りの１２市町については検討中または、未定だということでした。未定と答えられたところにつきましては、確認しましたところ、震災の影響で、まだ登下校の通学路が決定していない、通学路が未確定な地域ということで、女川町や南三陸町がそのような地区に当たっております。また、検討中というところにつきましては全校生徒がスクールバスで通っているためであるというような回答もいただいております。

二つ目の通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善についてですが、通学路の合同点検の実施調査につきましては、宮城県については、市町村立全ての公立小学校で実施済みという報告を昨年度の調査についていただいております。こちらについても昨年の１２月中に実施する、または３月までに実施するというようなお話が市町村の方からあったのです

が、その通知について確認できておりませんでしたので、県独自で今年度の5月末時点で調査を行いました。その結果、全ての市町村で実施済みという結果をいただいております。

三つ目の不審者情報等の共有及び迅速な対応について、スクールガード養成講習会の内容にも触れてしまうのですが、地域住民の方からのお話を聞きますと、効果的な見守りをするためには、迅速な対応に資する情報提供の推進が必要だと。つまりどういうことかと言いますと、小学校で情報をいただいたことを、保護者や子どもたちには、迅速に帰りの会等で周知して下校させることができるのですが、見守り活動員の方々への、組織へのメール送信が構築されていないと、わからない状況があるってという課題をいただくことができました。今後、市町村教育委員会単位になると思うのですが、スクールカード等で見守り活動していただいているの方々へのメールへの送信等を推進していただきたいという旨を周知していきたいと考えております。ただ1点、懸念材料もありまして、どなたにでもその小学校で起こっている情報を提供するというものもいかなものか、危険も含まれるのではないかというお話もいただいております。ですので、学校の方で、しっかりと見守りをしてくださっている方というのを把握した上で、個別に情報提供していくというような流れを作ることが必要ではないかというふうに考えております。

四つ目の多様な担い手による見守りの強化について、ここで今お話したスクールガード養成講習会についてお話をさせていただきますが、今年度は10市町で、講習会の方実施させていただいております。現在9市町で終わりました。今後、あと一つの町で実施する予定ではございますが、内容については、県教育委員会の方から、この講習会の目的とスクールガードの現状・課題について先ほどお話ししました空白地帯が少しでも少なくなるようなというようなお話をさせていただきます。

また、専門的な分野から県の教育庁、警察署より、管内の犯罪状況、見守り活動のポイントについて、よりわかりやすく具体的に御講話をいただいているところでございます。この時間が昨年度までかなりウエイト占めていたのですが、地域の方々からの御意見をいただきまして情報交換の時間をもっと多く取りたいという御意見をいただきまして、今年は県教委の時間を短くしまして、地域との連携による情報交換の時間を多く増やしました。その結果、大変内容の濃い話し合いになりました。地域によって、PTAの役員、ボランティアの方々、そして学校の教員の三つの柱で話し合いを進めることによって一つの地域の連携の構築の場にも繋がるというような内容になっております。

最後五つ目なのですが、子どもの危険回避に関する対策の促進についてです。

先ほど自助という話になりましたが、防犯教育の推進についても同様で、防犯面の整備体制、ハード面だけではなく子ども自身が危険を察知して、その時に周囲の大人に助けを求められる訓練の強化が必要と考えております。具体的に申し上げますと、地震や火災などの避難訓練だけではなくて、不審者が小学校等に侵入した際の避難訓練等も力を入れて取り組んでいただきたいということを、市町村教育委員会を通じて各学校に周知しているところでございます。

また、安全担当主幹教諭が地域におられますので、地域の取りまとめをしていただきながら、そういった強化の方にも力を入れていただくようにお声がけをしているところです。その際、専門的な見解として警察の方に御指導いただき、PTAの役員にもその様子を見ていただき、御意見をいただき、教育委員会、教育事務所の方にも協力を依頼しているところでございます。

毎年各学校において地域の実態や児童生徒及び職員の状況に応じて学校安全計画や、危機管理マニュアルの再点検、見直しを図っております。こちらについても、全てのマニュアルを見直すというのもなかなか難しいところもございます。その時期に合った、大事な部分について特化して、提出してもらうなどの工夫を取り入れながら見直しを図っているところです。

また、最後になりますが、スクールガードの講習会に参加されている方、非常に意識が高く、防犯プランについて、今年度は力を入れて取り組みを推進しているところなのですが、防犯面だけではないよと。私たちは、交通安全も見ているし、災害安全も見ている。私も認識としては交通安全についてはしっかり見てくださっていると思ったのですが、それだけではなくて、この場で地震が起きたときに、どっちに逃げなさいという指示をしなければならぬ立場にあるということを確認しておりました。

そういった時に小学校の指示と保護者の指示と自分たちの指示が食い違っていたら子どもたちに、迷いが生じるだろうから、連携の場の構築は、今後も必要ですということをお話しいただいたので、県としても、そういった連携の構築の場合は必要であるということもこれから力強くお話をさせていただきたいと思っております。

簡単ではございますが、私から登下校防犯プランに基づく説明報告とさせていただきます。

○成瀬幸典会長

続きまして、「登下校防犯プランに基づく警察の取組」について、警察本部生活安全企画課よりお願いします。

○生活安全企画課

お手元の資料4を御覧ください。

ワンペーパーに、ただいま説明ございました五つの柱に基づいて警察で取り組んでいる項目を記載させていただいております。

まず一つ目の地域における連携の強化でございますが、ただいま説明ございました教育委員会や学校が主体となって各地域で地域の連携の場の構築を現在進めておりますが、そこに警察も参画いたしまして、防犯の観点から必要な助言・指導等を行っているところでございます。

それから二番目、通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善でございますが、(1)

として、通学路の防犯の観点による緊急合同点検の実施、それから危険箇所に関する情報共有ということでございます。

昨年、事件発生後、文科省からは緊急に全ての小学校の通学路で合同点検をしてくださいという通知が出されており、それを踏まえて全ての学校で実施したところでございますが、警察も関係機関として、合同点検に参加して一緒に活動しております。従来はどちらかというと交通安全の観点での点検に重きを置かれていたように感じるところですが、悲惨な事件が二度と発生しないためには防犯の視点を持った点検というのが極めて重要でございまして、このような項目がプランに盛り込まれているところであります。

それから（２）が危険箇所の重点的な警戒・見守りです。

警察の方では、登下校時間帯や通常の街頭活動時に、危険箇所の立ち寄りや重点的なパトロール等を実施しております。また、各地域で活動を協力していただいている防犯ボランティアの方もたくさんおりました、こういった方々と一緒に見守り活動を行ったり、そういった方を対象に研修会などを開催したりして、助言指導を行っているところであります。

それから（３）の防犯カメラの設置に関する支援、防犯まちづくりの推進でございます。

まず、一つ目が県と仙台市が行っている防犯カメラの補助事業でございます。こういったものにつきましては警察の方からも様々な機会を通じまして、こういった補助事業やっていますので、ぜひ活用して、防犯カメラの設置をお願いしますといった周知を行っております。設置主体としては、商店街や自治会、例えば町内会の方などがよくあるわけですが、こういった方々にも積極的に助言し、どこに設置したらいいか、そういったところも一緒に見ながら協力して設置を勧めているところであります。

それから右上に行きまして３の不審者情報等の共有及び迅速な対応です。

一つ目は警察、教育委員会、学校間の情報共有ということで、昨年、警察署と小・中学校の間で夜間休日を含む連絡体制を確立いたしました。具体的には、警察は２４時間体制で夜間であれば当直というものがおるのですけれども、小・中学校であれば、当然当直の教員の方はいらっしゃるわけで、もし夜間休日に地域にスピーディーに情報提供しなきゃいけないような事件が発生して、次の日の朝には、例えば子どもの見守り体制どうするかとか、学校としてもすぐに情報があれば、対応が考えられると。そういった必要性があったのですが、昨年全ての学校と連絡体制をしいたわけでございます。

それから二番目が地域住民による効果的な見守りや迅速な対応に資する情報の提供発信ということで、一つ目が警察で運用しています、みやぎセキュリティメールの活用でございます。おかげさまで現在登録者数は、県内で約９、０００件となっております。登録した方に、不審者情報があれば、発生情報、それから最近ではオレオレ詐欺とか特殊詐欺の発生状況も発信しているところでありますが、そういったものをできるだけ発生後に速やかに発信するように努めております。

登録者数が９、０００件ということで、少ないのではないかと感じる方もいらっしゃるかもしれませんが、例えば９、０００件の中には、学校なども含まれておりました、学校等に

はセキュリティメールを受信したものに基づいてさらに保護者の方に、それを広く発信していただいているといった協力を得ながら、1人でも多くの地域の方に情報発信というところに努めております。

それから多様な媒体を活用した情報発信ということで、メール以外にも、例えばラジオ、県のフェイスブックといったインターネット媒体、自治体の方では防災無線、こういったいろんな媒体がございまして、協力をいただきながら、多様な媒体による情報発信にも努めているところであります。

それから四つ目、多様な担い手による見守りの活性化ということでございます。

(1) が多様な世代や事業者が日常活動の機会に気軽に実施できる「ながら見守り」等の推進でございます。この「ながら見守り」というキーワードは非常に大切なキーワードなのですが、従来から、子どもの見守り活動というのに協力していただいている方がたくさんいるのですが、どうしてもボランティアの方々の高齢化が最近是非常に顕著ございまして、なかなか担い手が少なくなっている。そして後継者を見つけようにもなかなか見つからないといったのが全国的な課題になっております。そういった中でどうしたらいいかというところのヒントとしては、「気軽にできると」というのが一つのキーワードございまして、例えば散歩しながら子どもを見守る、買い物に行く途中に子どもを見守る、大学生であれば学校に通学しながら見守るといった自分の日常生活の中で子どもを見守るという視点を持って生活していただく、こういったことを「ながら見守り」と呼んでいます。こういった活動をいろんな地域の方や、それから最近では企業にも御協力をいただいております。

写真で掲載しておりますのは、昨年、亙理警察署と運送事業者でありますヤマト運輸様と協定を結んだ写真でございます。ヤマト運輸様の方では宅配事業をやっておりますので、日々、地域の細かいところまでトラックで配送していただいておりますが、そういった配送の運転手さんにも子ども見守りの観点を持ちながら配送していただくということで、協定で協力をいただいているところであります。

それからもう一つの事例としまして、昨年、仙台大学の大学生による、ながら見守り隊というのも結成しております。仙台大学の学生さんが、通学時に日常生活を送りながら子どもを守るという観点を持っていただくことで、やはり意識があるのとないのでは全く違うというところがあります。学生さんも約2,500名おりますので非常にこれはありがたい話でございます。

それから防犯CSR表彰制度ということで、企業による防犯活動を防犯CSR活動と呼んでおります。ただお願いするよりは、「ありがとうございます」いった形で表彰を行うことでさらに企業の方としても、もっと頑張ろうという気持ちを持っていただけることから、警察と防犯協会の方で、表彰制度を設けまして、昨年は14の企業様に表彰を贈っているところでございます。

それから(2)のスクールガードの養成、防犯ボランティア団体の活動等の支援でござい

ます。先ほど教育委員会から御説明ありましたスクールガードの養成講習には警察の方から講師を派遣しまして、必要な講習を行っております。

それから青色防犯パトロールの実施団体ということで、もしかしたら御覧になられた方いらっしゃるかもしれませんが、車両の上に青色回転灯をつけた車が時々パトロールで回っているかと思えます。これは「青パト」と呼んでおりまして、ボランティアの方がパトロールしてくださっております。こういった方々に、今必要な最近の犯罪情勢やパトロール上のポイントの研修を行いまして、自主的にボランティアの方によるパトロールをお願いしているところであります。県内には青パトの団体は、7月末で179団体、車両ですと540台の車両が県内で走っているところであります。

それから、子ども110番の家への支援等ということで、各学区には、子ども110番の家で協力してくださっている方が大変たくさんいらっしゃいます。こうした場所を子どもと一緒に確認するというのが非常に大切でございまして、まず学校の方で合同点検しながら、改めて110番の家の場所を確認し、例えばもう少しこの辺にあつたらいいなということであれば、地区の方をお願いに回ったりとか、あるいは夏休み期間に子どもと一緒に回りながら、子ども110番の家を確認したりするといった活動を行っている学校もございませす。それから、そういった方々を対象として警察としても講習を適宜行いまして、実際に子どもが駆け込んできた時の対応、こういったことも訓練を通じて支援しているところであります。

最後5番、子どもの危険回避に関する対策の推進でございます。

防犯教室は、小学校、中学校、高校でもほとんどの学校で実施しておりまして、学校から依頼を受けまして、非行防止教室、あるいは防犯教室といった名前でございますが、ほとんどの学校で、子どもたちに対する指導というのをやっているところであります。

以上、駆け足でございましたが警察の取り組みについて御説明申し上げました。

○成瀬幸典会長

続きまして、「児童ポルノ等の提供を求める行為の防止」について、共同参画社会推進課よりご説明をお願いします。

○共同参画社会推進課

それでは、児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止について御説明をさせていただきたいと思えます。

お手元の資料の中で、資料5のリーフレットを御準備いただきたいと思えます。

こちらのリーフレットを御覧いただきながら、説明させていただきたいと思えます。

まず初めに、宮城県では、青少年が健やかに育まれる環境整備を行うために青少年健全育成条例という条例を定めております。今回この条例の中で、禁止規定を定めたというものでございます。

ここで言う青少年は、6歳以上18歳未満と定義をさせていただきます。

背景としましては、近年、青少年が自分の裸などの画像をスマートフォンなどで撮影をさせられた上で送信をさせられる、いわゆる自画撮り被害が全国的に増加傾向にあります。

リーフレットの中で、3つほどグラフが並んでいるところがあります。こちらの統計の数字を御説明させていただきます。一番上の棒グラフには、全国の数字になりますが、一番左側、平成26年に289人だった被害に遭った子どもの数は年々増加し、平成29年には500人を超え、昨年平成30年には541人となっております。

その下の円グラフを見ていただきますと、その被害のほとんどが中学生、高校生となっております。こちらについては県内でも被害が確認されているところがございます。

こうした青少年の裸等の画像がインターネットに流出した場合、その後完全に消すことが非常に難しくなりました。将来にわたって本人に不安を与え続けるという状況にあります。これまで、いわゆる「児童ポルノ禁止法」では、画像を送信してしまった後については規制をされておりましたが、画像を送信する前、児童ポルノ等を要求する行為そのものを禁止する規定はございませんでした。また、国においても、児童ポルノ法の法律改正の動きもないということから、県では自画撮り被害の前の段階にある、青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止するため、今年6月1日を施行日とした条例の一部改正を行ったところでございます。

内容といたしましては、青少年に拒まれているにもかかわらず、画像を求めたり、困らせたり、だましたりして本人の裸の画像を求めた場合などに刑事罰を科すというものでございます。

この改正によりまして、児童ポルノ等の要求行為を規制すると共に、青少年やその保護者の皆様が、こうした要求行為を受けた段階で、犯罪被害に遭遇しているということを認識していただきまして、その結果として、早期の相談につなげ、さらなる被害の拡大を未然に防ぐ効果を期待するものでございます。

この改正に合わせまして、今皆様に御覧いただいておりますリーフレットやポスターを宮城県、宮城県教育委員会、宮城県警察との連名で作成をいたしまして、県内の全小中高校、支援学校の全生徒数に行きわたるように、先日、夏休み前に、各学校に、配布をさせていただいたところでございます。また、各学校からの要請に応じた出前講座や校長会等での御説明をさせていただいてきたところです。

最後に、宮城県以外の県の条例の改正の状況につきましては、同様の改正を東京都、それから大阪府を初めといたしまして、東北では福島県と山形県になりますが、18都道府県で実施をしている状況でございます。また、他の都道府県でも現在検討中ということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○成瀬幸典会長

以上の三つの各情報提供につきまして、御質問、御意見等があればお願いします。

○齋藤浩美委員

先ほど、県警本部生活安全企画課の方から、多様な担い手による見守りの活性化についてお話をお聞きし、「ながら見守り」が大変重要であると共感しております。私は、仙台市の方で歩くボランティアとして毎日買い物のついでや、散歩をしながら、というような「ながら」で見守りをしています。先日、仙台市で防犯研修会があり、高齢化などによる防犯活動の担い手不足の実態を知り、一人一人が意識を持って、「ながら見守り」をすることがいかに大切かということ、日々の活動を通して実感しておるところでございます。

御説明の中で、大学生約2,500名が見守り活動をされているとのことでしたが、この「ながら見守り」は、宮城県全体、県民の方々全員がながらで見守りをするというような意識を全体に行き渡らせて、一人一人の負担を少なくし、数で勝負していかなければならない活動だと考えます。そこで、この「ながら見守り」の推進については、県が中心となって、テレビ・ラジオなど多様な媒体を通じた情報発信をお願いしたいと思います。日常の生活の中で目配りをする、挨拶をする、声かけをするなど小さな活動を積み重ねていくことで、登下校の見守りに止まらず、窃盗犯罪など刑法犯罪を防いでいければ、安全・安心なまちづくりにつなげていけるのではないかと考え、御意見をさせていただきました。

○事務局

「ながら見守り」に関しましては、県で地域安全教室講師派遣事業という事業やっております。地区の方から講話の依頼があった際に講師を派遣していますが、その際、地区の方々からは、高齢化ということで、なかなか参加できる人がいないという話もありましたので、今の「ながら見守り」に関して、どういった方法でやるのかとか、広めているところがあります。

加えて、県では、年2回ですが、地域ネットワークフォーラムという形で、各地区の学校関係者、警察と市町村の担当者、地区のボランティアの皆さんを集めまして、防犯活動に関して、情報交換をする機会を設けております。本年度も2回実施する予定でありまして、9月と11月に、今後実施させていただくのですが、その際に県で策定している防犯指針に加えて、「ながら見守り」に関する広報啓発に関してはさせていただいているところであります。

御意見のとおり、「ながら見守り」は、今の時代に非常に適している活動ではありますので、県でも広めていきたいと思っております。

○庄子直委員

同じく、「ながら見守り」についてなんですけれども。

私も企業の一員として、CSR活動としても、こういった活動を従業員に担ってもらうこ

とは非常に良いことですし、従業員の地域意識というか、社会貢献意識も高まるということで、取り組んでみたいなというふうに考えております。

ただ、やはり企業人として企業活動やっているので、なかなか研修に参加させることなどできないものですから、例えば、簡単に防犯に役立つようなパンフレットとか、「子どもがこういう目に遭ったときについては、必ず声をかけて」というような、そういった事例集、パンフレットのような、一目見て分かるような、研修を受けなくても分かるようなツールがあると非常に良いと思います。

もう一つ、企業防犯連絡会議という会議があるのですが、大体は反社会的勢力、暴力団関係、総会屋関係、そういったものに対応するための企業の総務担当者の連絡会議なのですが、どちらかというとその会議は、企業がいかに犯罪に立ち向かうかといった感じなのですが、そうではなくて、これからは企業もそういった生活安全全体に貢献をするための役割を持っているんですよというような、連絡会議の役割に付け加えるような形で今組織されている企業防犯連絡会議を若干変えていく必要があるのかなと思います。

県警の方々は、企業防犯連絡会議の内容を御存知だと思うのですが、逆に自分たち企業を守るためだけではなく、社会全体を守るためにも役立てる組織に変えていく必要があるのではないかなと思ったのが感想でございます。

○事務局

今お話のとおり、今後は企業と県と地区の住民の皆様と協力しあって、全体で犯罪の被害から守っていかないといけないと考えるところでありますので、警察の企業防犯というものと連携し、今後対応できればと思います。

○藤澤美子委員

コミュニティスクールを立ち上げているところが多くあるかと思いますが、その地域の住民とかPTAとか学校関係者とか警察の方、民生委員とかいろいろな方が入っているのですが、今話を聞いて、通学路上にあるお店、企業、コンビニなど、その方々まで呼びするのはなかなか難しいでしょうが、そういう活動に参加していただきたい旨を、地域の人から、学校からPTAからお誘いしていくのが大切かなと感じましたので、地域住民としても、そういう活動をしているんだよというのをお話できるリーフレットやパンフレットがあったらお話をかけやすいかなと感じましたので、よろしく願いいたします。

○事務局

県の方でも、毎年リーフレット等の作成をしておりますので、その中に今お話のあった、ながら見守り活動やそのやり方、そういったものを広められるリーフレットの作成を検討していきたいと思います。

○スポーツ健康課

ながら見守り活動についてですが、スクールガード養成講習会に出ていて感じたところがあります。学校ごとに、防犯マップを作成した時に、危険箇所を記載すると、子ども達の意識として、「うちの町はこんなに危険なところが多いんだ」というので終わってしまう。そうではなくて、小学校の隣にある企業が、実はそういう活動してくださっていることとか、見守ってくださっている方がどこにいるかという安心面もそのマップに入れることによって、自分の町のことを知りつつ、例えば、自分のお父さんが働いている会社がこういうことやっているというようなところまで地域のことを知ることによって、子どもたちの認識も深まっていくのかなと感じますので、教育委員会としては、今後学校安全指導研修会というのがございますので、その場でも、そういった交通安全を含めた防犯マップを作成する上で、マイナス面だけではなくてプラスの面も記入していただくように声がけしていきたいと思います。

○竹田英子委員

先ほど、自画撮りの要求を規制する条例ができた、宮城県では6月に施行されたとおっしゃっていたので、まだ結果等は出ていないと思うのですが、全国的に18都道府県で実施しているということで、何か検挙したことなどはあるのでしょうか。

○少年課

今年の4月1日現在で、全国12都府県で同種の規制が行われているのですが、4月1日時点で、うちの方で把握しているのが警視庁で1件のみです。

これについては自画撮りの画像を送ってくれと言われると、もうその時点で送ってしまうということで児童ポルノが成立しているといったケースが大半ですので、実際に自画撮りの規制では検挙事例がない状況でございます。

○八幡悦子委員

自画撮りの資料を見て、とても分かりやすく、とてもいいなと思いました。撮られる前に、リーフレットに法律について記載し、教えることはとても大事だと思っておりまして、それも書いてあるのでとても良かったですし、漫画なので分かりやすいのが良かったと思います。

今回、急遽AVのスカウト、デートDVの資料も配布させていただきました。東京ではAVのスカウトの相談が増えておりまして、一回売り出されると、販売止めるっていうのは、難しく、目線を取ったコピーが際限なくばらまかれています。東京ではそれを一つ一つのところに削除してくださいと、ものすごい人手のボランティアでやっています。ですので、出してしまうと大変になるっていうことなので、できるだけそれに引かかる前に小さい子たちに、そういうのは犯罪だということをきちんと教えるというのは、とても良いことだ

など思っています。

なぜなら、性教育をしていても、他の子たちのパンツを下ろすとか性器に触るとか、そういうこと自体がもう犯罪である、刑法違反で強制わいせつであるというように、法律を教えます。悪いことの根拠をきちんと教えることは、子どもたちにとってインパクトがあるなど思っています。貧困とか虐待の家庭の子どもたちがきちんと高校まで学んでいるとは思えないケースがあるので、小学校、中学校できちっと教えていただくのはとてもいいなと思いました。

それから、デートDVの資料ですけど、今、身体的暴力まではあまりなく、他のことで脅しているということなので、DV法の接近禁止の保護命令が地裁から出るっていうのはなかなかハードルが高いのです。ですが、ものすごく使いやすいのが、DVでもデートDVでも「ストーカー規制法」です。三次改正まで改正されたことも入れて、資料の中にストーカー規制法について詳しく書いてあります。なぜ、これだけ詳しく書いてあるかと言いますと、とても怖がっている若者、そしてあらゆる年齢のDV被害者にどれだけ警察が守ってくれることに熱心であるかということの説明は、やはり法律の説明なのです。このリーフレットは、面接用によく使いますし、学校でもたくさん配るのですが、法律があり、それに基づいて関わってくれているということを説明すると、守られているという安心感が出るので、条例や法律ができることは、とてもいいなと思いました。

性に関する法律がリーフレットにまとめて書かれており、相談先のところが小さくなってしまったので、警察だけ載せて、それも生活安全課ということを指導しております。そうすると、やはり皆さん安心します。恐れないで、自分を大切にするという気持ちになることが大事なのです。

○成瀬幸典会長

それでは、議事の(4)次期犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画の策定スケジュールについて事務局より説明をお願いします。

○事務局

お手元にお配りしております資料6のスケジュールを御覧ください。

知事が基本計画を定めるに当たりましては、県民の意見を反映するとともに、この委員会の意見を聴いた上で、議会の議決を経て策定するということになっております。

来年度の計画策定のスケジュールになりますが、7月、11月と1月に委員会の開催を予定させていただきたいと存じます。内容につきましては、第1回目は基本計画素案について御審議をいただきます。また、第2回目では基本計画中間案の審議、第3回目では、県民からパブリックコメントをいただきますので、その意見を反映させまして基本計画最終案としてまとめさせていただいたものを御審議いただきたいと考えております。

なお、備考のところを御覧いただきたいのですが、この委員会の委員の任期は2年でご

ございますが、今、お座りいただいている委員の皆様の任期が令和2年10月29日をもって満了することになっております。次期計画の策定という局面にありますので、御都合の悪い委員がいらっしゃらなければ、基本的に委員の続投をお願いしたいと考えております。このことにつきましては、個別に御連絡を差し上げたいと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、議会の議決を経るというお話をさせていただきましたが、その前に中間案という形で、12月に県議会の常任委員会に御報告をさせていただきます。最終案は2月の議会に議案という形で提案の上、御審議いただいて、計画を決定し、公表させていただくという段取りになっております。

また、今年度末には、来年7月開催予定の第1回目の委員会に向けて、委員の皆様から基本計画素案検討に係る御意見をいただき、とりまとめの準備を行いたいと思います。私からは以上でございます。

○成瀬幸典会長

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等あれば、お願いいたします。

それでは、今後は、このスケジュールに沿って基本計画策定に向けた作業を行っていくこととなりますので、皆様よろしく申し上げます。

なお、基本計画素案の作成に当たり、皆様からの御意見のとりまとめにつきましては、会長・副会長に一任願いたいと思いますが、これに御意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、以上で本日の議事を全て終了いたします。ありがとうございました。

○司会

成瀬会長、ありがとうございました。

それでは、次第4「その他」について何かございますでしょうか。

○司会

事務局から1点だけ御報告させていただきます。

本日、会議の開会にあたりまして、参加人数18名ということで御報告をさせていただきましたが、大変残念でございますが、千葉順子委員が今日おいでになりませんでしたので、最終的に18名中17名という形で記録をさせていただきたいと存じます。大変恐縮でございますが、定足数には影響がありませんので御報告をさせていただきます。

その他、本日の議題にかかわらず、安全・安心まちづくりに関して、委員の皆様には情報提供して事項等ございましたら、この機会にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、以上をもちまして、本日の安全・安心まちづくり委員会の一切を終了させていただきます。長時間に渡りまして、誠にありがとうございました。